

議案第64号 交野市教育委員会委員の数を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

令和5年4月1日に施行された「交野市教育委員会委員の数を定める条例」により、委員が4名から6名体制に増員され、様々な分野からの意見が教育活動に反映され、活発な委員会活動が行われてきた。

しかしながら、現行条例は令和9年3月31日をもって失効するため、委員数が従来の4名体制に戻る予定であるが、今後も引き続き幅広い意見を教育活動へ継続的に反映させるため、現在の委員6名体制を継続することを目的として、条例を一部改正する。

2. 条例改正の内容

「交野市教育委員会委員の数の定める条例」の附則第2項に定められている条例の失効に関する規定を削除する。

3. 施行日

公布の日

4. 大阪府下の状況

委員4名：30市町村、 委員5名(以上含む)：11市町、 委員6名：2市

別記様式第 3 号（第 8 条関係）

【議会基本条例第 10 条第 1 項関係】

政策等情報の説明資料

令和 8 年 1 0 月定例会

議案の 件 名	議案第 6 4 号 交野市教育委員会委員の数を定める条例 の一部を改定する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定において、委員の数は 4 人と定められているが、同条ただし書きの規定により、条例を定め、委員の数を 6 人とするもの。		大阪府下 4 3 市町村の状況 委員 4 名： 3 0 市町村、 委員 5 名 (以上含む)： 1 1 市町、 委員 6 名： 2 市					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
							4, 620
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
今日の教育を取り巻く環境は複雑化しており、多岐にわたる課題を解決し、実効性のある教育施策を推進するため、多様な専門的知見や市民感覚を含む幅広い意見を積極的に取り入れる必要がある。現行条例施行後、これまで様々な分野から教育活動への意見をいただき、活発な委員会活動が行われてきた。今後も引き続き幅広い意見を教育行政に反映させることを目的に委員 6 名体制を継続するもの。		効果：より多くの意見を取り入れ、幅広く意見を反映させることができる。 コスト：年 4, 620 千円（増員分 年 1, 512 千円） 教育長職務代理：年 840 千円× 1 名 委員：年 756 千円× 5 名					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和 8 年 9 月 1 0 日開催の令和 8 年第 9 回教育委員会臨時会にて、本条例改正について審議いただき承認された。		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち			
			分野・方針	3 学校教育 4 教育環境			
			施 策				
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
策定年度							
計画期間							
〈市民参加の状況〉							
有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		公布の日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		教育総務部	教育総務企画課	有 ・ 無（新旧対照表等）			

交野市教育委員会委員の数を定める条例（令和４年条例第２７号）新旧対照表

新	旧
附 則	附 則 <u>（この条例の失効）</u> <u>２ この条例は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。</u>